

香川県住宅用太陽光発電補助金 よくある質問 Q&A

1. 補助金制度全般

Q101 補助金の予算枠と交付件数はどれくらいを見込んでいるのですか。

A101 予算枠は約9千8百万円、件数は約1,270件を見込み、予算を準備しています。

Q102 申請は先着順とのことですが、途中で受付が終了になることはありませんか。

A102 十分な件数を確保していますが、予算枠に達した場合には、申請の受付を終了する場合があります。その場合には最終日到着分の中から抽選で受付分を決定します。

Q103 県の予算が残りわずかになった場合、残額の確認はどのようにすればいいですか。

A103 県の予算残額の状況により、県のホームページにおいて一定期間お知らせする予定です。

Q104 市町の補助金との併用は可能ですか。

A104 市町の補助金との併用は可能です。ただし、市町によって補助金制度が異なりますので、詳しくは市町の担当課へご確認ください。

Q105 申請書類等の資料はどこで入手できますか。

A105 県庁ホームページ(<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoo/>)に掲載していますので、ダウンロードしてください。

Q106 申請書類はどのような方法で提出すればいいですか。

A106 申請書類の提出は、原則として郵送のみとなります。

持参の場合は、書類の受取のみ行い、その場での審査は行いませんので、ご注意ください。

※ 申請書類は、郵便法の信書に該当します。対面で信書が受領でき、配達記録が残る「簡易書留」などの方法で提出してください。送付先等の詳細は「手続の手引き(17.書類の提出方法)」で確認してください。

なお、書類受領の有無や日時に関するお問合せには、個別に対応できませんので、郵便の追跡サービスなどを利用して確認してください。

Q107 申請手続きは、必ず本人が行う必要がありますか。

A107 必須ではありません。手続代行者に申請手続きの代行を依頼することが可能です。この場合、申請書の「7 手続代行者に手続の代行を依頼する場合」の手続代行者欄に必要事項を記入する必要があります。なお、交付決定後、手続代行者を変更する場合は、新たな手続代行者に手続を依頼する旨の委任状(任意様式)の提出が必要になります。

2. 補助の対象となる設備等

- Q201** 太陽光発電システムについて、10kW 以上のものは対象となりますか。
- A201** パワーコンディショナの定格出力が10kW未満であるなどの理由から、電力会社と10kW未満（増設の場合は既設分を含む。）の太陽光発電設備の電力受給契約を締結するものである場合は対象となります。
- Q202** 既に太陽光発電システムを設置している住宅において、老朽化等のため、その全部又は一部を撤去し、新たなシステム(太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等)を設置した場合、補助対象となりますか。
- A202** **補助の対象となりません。**また、既存のシステムの全部又は一部を撤去し新たなシステムを設置することで、発電出力を増加させた場合であっても、同様に補助の対象とはなりません。なお、既存の太陽光発電システムを維持したまま増設する場合は、Q203のとおりです。
- Q203** 増設の場合は対象となりますか。
- A203** 平成23年度以降に県補助金を受けた既設分を含めて8万円までとなります。例えば、昨年度6万円の補助金の交付を受けていれば、今年度は2万円までが補助の対象となります。既に県補助金を8万円受領している場合は、対象外となりますので申請はできません。なお、既設分と合わせて電力会社と10kW未満の太陽光発電設備の電力受給契約を締結する必要があります。
- Q204** リースで設置しても補助が受けられますか。
- A204** リースでの設置は補助の対象となりません。
- Q205** 設置する住宅は店舗・事務所との併用でもかまわないとのことですが、住宅部分の面積割合などの条件はありますか。
- A205** 住宅として利用されていなければかまいません。そこに住民票がない場合、電力受給契約地点の建物の登記簿謄本の建物種類に店舗であると同時に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」等、住宅と確認できる表記があることが条件となります。
- Q206** 住宅の販売会社から太陽光発電システムを設置している「モデルハウス」を購入する場合、補助対象となりますか。
- A206** 設置されている太陽光発電システムが「未使用」である場合は、建売住宅として補助対象となります。この場合の「未使用」とは、引渡しの前に電力会社と系統連系されていないもののことです。なお、引渡し前の電灯契約については、特に問題はありません。
- Q207** 別荘に設置した場合でも補助対象となりますか。
- A207** 香川県内に設置する場合は対象になります。ただし、既築の場合は申請書提出時に、新築・建売の場合は実績報告書提出時に、建物の登記簿謄本を提出していただきます。なお、提出する登記簿謄本の建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」等、住宅と確認できる表記があるものが対象となります。

Q208 住宅用太陽光発電システムの設置場所は、住宅の屋根になくても、同じ敷地内に設置されていれば、補助対象となりますか。

A208 住宅用太陽光発電システムについて、同一敷地内に設置し、その発電で得られた電気を申請者の住居で使用(住居に連系)するのであれば、その設置場所は問いません。

Q209 申請しようとしている人が、住居の所有者で電灯契約者でもあるのですが、高齢のためローンが組めません。太陽光発電のシステムの工事は長男の名前で契約していいですか。

A209 当補助金での申請者は、電灯契約者(電力受給契約予定者)、対象システムの工事契約者と同一である必要がありますので、この状態では申請できません。電灯契約者と対象システムの工事契約者を同一にした上で、申請を行ってください。

Q210 香川県内に家を2軒所有しています。そのうち1軒は平成26年度に太陽光発電システムを設置し、県の補助金を受けました。残る1軒についても今年度太陽光発電システムを設置する予定ですが、県の補助対象となりますか。

A210 今年度新たに設置する太陽光発電システムが今年度の県の補助金の要件を満たしていれば対象となります。系統連系ごとに1つのシステムとみなし、1システムごとに申請することができます。

Q211 補助対象経費には何が含まれますか。

A211 補助対象経費には、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器(接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器)、設置工事に係る費用(配線・配線器具の購入・電気工事等を含む)など太陽光発電システムを動かすために必要なものが含まれます。
なお、工事請負契約書(売買契約書)で値引きされている場合は、申請書等には、実際に販売された価格(値引き後の価格)を記入してください。

※ メーカーがオプションとして設定している部材は、原則として補助対象経費には含めません。

※ HEMS(Home Energy Management System)又はモニターは、補助対象経費に含みません。

※ 申請者が任意で加入するシステム10年保証等の保証料、補助金申請の手続きのみに係る経費(書類を整えたり、送付したりするなどの経費)は補助対象経費とはなりません。

3. 補助金の交付申請

Q301 県に申請書を提出してから交付決定までどれくらいの期間がかかりますか。

A301 申請書類が県に到達した日の翌日から起算して、土・日・祝日・年末年始を除く14日(以下「標準処理期間」という。)以内に交付決定を行います。ただし、不備不足がある場合は、この限りではありません。

Q302 申請書の交付決定の状況を確認したいのですが、電話で問い合わせれば分かりますか。

A302 原則、標準処理期間(申請書類が県に到達した日の翌日から起算して土・日・祝日・年末年始

を除く14日)以内に交付決定し、申請者に通知します。この標準処理期間以降であれば、交付決定の状況を調べることは可能です。

※ 標準処理期間内の申請については、回答いたしかねます。

※ 県到達日の確認は郵便の追跡サービス等を利用して確認してください(申請書類は、配達
の受取が確認でき、信書を送付できる方法で発送してください)。

【手続代行者の方へ】

原則お客様に確認してください。交付決定後、「補助金交付決定通知書」を、申請者本人あ
て送付します。お客様に確認しても交付決定通知書の受領について不明の場合、標準処
理期間以降になっていれば、調べることは可能です。

Q303 工事着工日とは、どの工事のことで、交付決定前にどこまで工事をしていいですか。

A303 この補助金でいう「工事着工日」とは、**太陽光発電システムの着工日**のことです(建物の着工
日ではありません)。太陽電池モジュールの架台や、パワーコンディショナへの配線工事等、太
陽光発電システムの設置の関連工事が開始される日です。**交付決定日より前にシステムの設
置に関する工事には一切着手できません。**

※ 建売の場合は、引渡し日が工事着工日となるため、この限りではありません。

Q304 工事着工はいつに予定すればよろしいですか。

A304 補助金を申請した場合は、交付決定されるまで対象システムには着工できません。交付決定
までの審査等の所要期間は14日(土・日・祝日・年末年始を除く)としていますので、**申請書の
県到達日の翌日から起算して15日目(土・日・祝日・年末年始を除く)以降に着工日を設定し
てください**(最短着工日は県ホームページで確認できます)。

※ 県到達日の確認は郵便の追跡サービス等を利用して各自で行ってください(申請書類は、
配達
の受取が確認でき、信書を送付できる方法で発送してください)。

※ 書類不備等のため、平日の14日で交付決定されない場合があります。この場合、着工予
定日ではなく実際の交付決定日以降に着工してください。

Q305 仮住まい等のため、申請者の欄に記載する住所と異なる住所への交付決定通知書の送付を
希望する場合は、別の住所を記載するための欄が設けられていますが、ここに手続代行者の
住所を記入することで、交付決定通知書等を手続代行者に郵送してもらおうようにしてもいいで
すか。

A305 交付決定通知書は、県と申請者の間に権利義務関係を発生させる大切な書類です。このため、
交付決定通知書は、申請者本人に直接郵送します。**交付決定通知書の送付先を記入する欄
に、手続代行者の住所を記入してはいけません。**

Q306 申請書の「7 手続代行者に手続の代行を依頼する場合」の手続代行者欄に訂正が必要とな
った場合は、誰の訂正印が必要となりますか。

A306 手続代行者欄であれば、手続代行者である実務担当者の認印で結構です。**手続代行者欄以
外の部分については、申請者の訂正印が必要となります。**

Q307 申請書に添付する工事請負等契約書について、変更契約で太陽光発電システムの設置を追
加した場合は、当初の契約書は添付せず、変更契約書のみ添付すればいいですか。

A307 変更契約書は、当初の契約書を基に成立しているものであり、当初の契約書を確認しなければ、変更契約書が有効かどうかを確認できません。このため、太陽光発電システムの設置を変更契約書において追加した場合は、当初の契約書と変更契約書の両方を提出してください。

Q308 申請書に添付する住民票は、家族全員のものですか。

A308 申請者本人のもののみで結構です。

Q309 添付書類に県税の完納証明書とありますが、「ア 県税の完納証明書」と、「イ 個人住民税の完納証明書」の両方が必要なのですか。

A309 申請者が個人の場合は、ア、イの両方が必要となります。

アについては、「手続の手引」P62にある県税事務所などが発行する「県税に滞納がないこと」の納税証明書を提出してください。（代理申請の場合は、この補助金のホームページから事前に様式をダウンロードするなどして、請求者欄に必要事項を記入し、押印しておく必要があります。）

イについては住所地の市役所又は町役場の税務担当窓口、「手続の手引き」P42、43にある「証明願（2枚1組）」（この補助金のホームページからもダウンロードできます）を持参し、交付された1枚を提出してください。なお、市町によっては、市町による様式（完納証明書）にて証明する場合があります。（代理申請の場合は、委任状が必要となります。詳しくは市町税務担当課にお問合せください。）

Q310 個人住民税が非課税であっても完納証明書は必要ですか。

A310 非課税であっても証明願による完納証明は可能ですので、提出してください。詳しくは市町税務担当課にお問合せください。

Q311 申請書の添付書類に県税の滞納がないことを証明する書類とありますが、個人事業主の場合も「ア 県税の完納証明書」、「イ 個人住民税の完納証明書」の両方の書類が必要となるのですか。

A311 個人としてではなく、個人事業主として交付申請する場合には、「ア 県税の完納証明書」と「イ 個人住民税の完納証明書」に加えて、「ウ 消費税の納税証明書」と「エ 個人住民税の特別徴収実施確認書」の全部で4種類の書類が必要となります。

Q312 最近県外から転入してきました。添付書類である県税の完納証明書の提出はどうしたらいいのですか。

A312 平成28年1月2日以降に県外から転入された方は、香川県内の市町が発行する個人住民税の完納証明が発行できない場合がありますので、香川県県税事務所が発行する納税証明書のみ提出してください。県外在住の方についても取扱いは同じです。

ただし、平成29年1月1日までに転入された方は、平成29年6月以降は課税が発生しますので、完納証明が発行可能となった時点で、香川県内の市町が発行する個人住民税の完納証明書を添付してください。

なお、県外から転入の場合は、住民票（個人票）の請求の際に、県外の前住所が記載されたものを請求するようご注意ください。

Q313 最近県内で転居しました。添付書類である個人住民税の完納証明書の提出はどうしたらいいですか。

A313 平成28年1月2日以降に県内で転居された方は、現在お住まいの市町において個人住民税の完納証明が発行できない場合がありますので、それまでにお住まいの市町が発行する完納証明書を提出してください。

その場合は、住民票(個人票)の請求の際に、県内の前住所が記載された住民票(個人票)を請求するようご注意ください。

ただし、平成29年1月1日までに転入された方は、平成29年6月以降は課税が発生しますので、完納証明が発行可能となった時点で、お住まいの市町が発行する個人住民税の完納証明書を添付してください。

Q314 工事請負契約書ではなく、「注文書」と「注文請書」で申請可能ですか。

A314 「注文書」のコピーと「注文請書」のコピーの両方を一式としてお送りいただければ受付可能です。その際、「注文書」には注文者(申請者)の捺印が、「注文請書」には施工業者の社印又は代表者印があり、収入印紙が貼付されていることが必須です。

Q315 二世帯住宅で、親と子が生計を別にしており、親と子それぞれが住宅用太陽光発電システムを導入する場合、別々に補助金を申請できますか。

A315 二世帯住宅が、建物を2つの区分に分けて「区分登記」され、太陽光発電システムの系統連系が独立しており、電力会社との電力受給契約が別であれば、それぞれ補助金を申請することができます。

二世帯住宅が「単独登記(1人の名義による登記)」の場合又は「共有名義(複数人の名義による登記)」の場合は、1人が補助金を申請することになります。

Q316 太陽光発電システムの設置工事のみの工事請負契約又は太陽光発電システムのみの売買契約を締結する場合、工事発注者又は購入者が連名となっても、補助金の交付を受けられますか。

A316 申請者が、太陽光発電システムの設置費用の全額又は購入費の全額を支払っていただければ、交付を受けることができます。この場合、①申請者、②工事請負費又は購入費の領収書のあて名に記載された者、③電力受給契約者が同一であることが前提となります。

(領収書の連名を認めるものではありません。領収書の連名についてはQ507を参照。)

4. 補助事業の変更・中止・廃止

Q401 県の交付決定後、実績報告書を提出するまでの間に、対象システムの変更があった場合は、変更承認申請書の提出が必要となるのですか。

A401 太陽電池の公称最大出力について、その出力が変更となり、かつ、補助金額が変更となる場合は、変更承認申請書(様式第2号)、工事請負契約書の写し及び住民票(住所変更があった場合)を提出してください。

実績報告書の提出前までに、変更承認申請書を提出した上で、県から変更承認通知書を受領しておく必要がありますので、実績報告書の提出期限までに余裕を持って手続きを行うようご注意ください。

なお、その他の変更の場合は、県への変更承認申請書の提出は必要ありませんが、実績報告書の提出時に、変更分の報告をしてください。

Q402 補助事業者の変更(相続以外)や対象システムの設置住所の変更を行った場合はどのようにすればいいですか。

A402 一旦、申請を中止承認申請によって取り下げ、中止申請承認後に改めて申請する必要があります(ただし、着工前であること)。

5. 実績報告

Q501 県の交付決定後で実績報告書を提出するまでの間に、婚姻等により補助事業者(申請者)の名字が変更になりました。実績報告書作成に当たり、どのように記入すればいいですか。

A501 実績報告書の補助事業者(申請者)欄には、新しい名字の氏名を記入してください。この場合、名字が変更になったことを確認する必要があるため、補助事業者(申請者)本人の戸籍抄本を併せて提出してください。

Q502 補助金交付決定通知書を紛失したのですが、交付決定通知書の再発行はできますか。

A502 補助金交付決定通知書の再発行は、原則として行いません。ただし、補助事業者(申請者)又は手続代行者からの交付決定日、交付決定番号等についての電話照会には対応します。

Q503 補助金における「完了日」とはいつになりますか。

A503 電力受給契約確認書に記載された電力受給開始日を「完了日」としています。

なお、実績報告書の提出日以前に電力受給を開始している必要があります。

※ 県の交付決定前に電力受給を開始すると、交付決定が取り消されます。

Q504 「出力対比表」とは何ですか。どこからもらえるものですか。

A504 各太陽電池モジュールの製造番号と個々の測定出力値等の一覧表で、必ず提出するものです。メーカーから発行される場合と、梱包材などについている製品番号票などから出力対比表を作成する場合があります。メーカーから所定の書式で発行されたものは、そのまま原本を提出してください。

メーカーからの発行がなく、県の出力対比表の書式例で作成の場合は、梱包材などの製品番号票(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーを所定の欄に貼付し、必要事項を記入してください。

Q505 同一場所でありながら、実績報告時に提出する書類間(申請書と電力受給契約書)や、申請時と実績報告時に記載の住所の表記が異なってしまった場合の書類の記載方法はどちら

いいですか。また、何か書類を提出する必要はありますか。

A505 県に提出する、又は提出した書類間で、同一場所でありながら住所表記が異なってしまう場合（地番と住居表示等）は、以下のように対処してください。

正しい住所を「補助事業者住所」欄に記入し、実績報告書3枚目の「10 重要事項確認」で<住所表記が一致しない理由>の該当箇所にチェック（「その他」の場合は、その理由を記載すること）し、記名押印（申請書と同じ印）の上、提出してください。

※審査上、必要に応じて追加で別途書類の提出を求める場合があります。

Q506 領収書の書式について教えてください。

A506 立替払の場合を除いては、領収書の書式は特に定めておりませんので、業者から補助事業者（申請者）に対して発行された領収書（複数枚にわたっても可）をコピーして提出してください。この領収書は、補助対象経費の全額が支払済みであることを確認するためのものです。このため、領収書の金額が補助対象経費と一致しない場合、ただし書に「太陽光発電システム設置費〇〇〇〇〇〇円を含む」と記載する等、補助対象経費を含むことが確認できるようにしてください。

なお、以下のものは、領収書の代わりにはなりません。

※複写式で業者用「領収控」等とされているものは不可。

※振込依頼書は不可。

また、立替払の場合は書式の見本を用意しておりますので、詳細を確認して書類を作成の上、提出してください。

※対象システムを「立替払」で購入の場合、下記の条件を満たしていれば、補助対象となります。

- ・対象システムの所有権が補助事業者（申請者）にあること
- ・販売者から購入者に発行した領収書が提出できること

Q507 領収書のあて名が連名になっていてもいいですか。

A507 領収書は、補助事業者（申請者）が補助対象経費を支払ったことを確認するためのものです。あて名が夫婦の連名など、複数名となっている場合は、補助事業者（申請者）が補助対象経費の全額を支払ったことを確認できないため、領収書のあて名は、補助事業者（申請者）1名でなくてはなりません。

住宅の建築費用を夫婦2名で負担し、太陽光発電システム設置費用を補助事業者（申請者）1名（夫婦のどちらか一方）が負担した場合等で、住宅の建築費用と太陽光発電システム設置費用について領収書を分けることができないためにあて名が夫婦2名の連名となっている場合は、太陽光発電システム設置費用の全額を補助事業者（申請者）が負担したことを示す書類を併せて提出してください。

Q508 ローンで代金を支払う場合、領収書が出ない場合があると思うのですが、その際、報告書に添付する支払を証明する書類はどのようなものになりますか。

A508 本補助金においては、補助事業者（申請者）宛の領収書のコピーの提出は必須です。ローンは、領収書の発行が可能なもの、対象システムの所有権が補助事業者（申請者）に移るものを利用してください。

Q509 システム配置図を添付すれば、設置写真は必要ありませんか。

A509 システム(モジュール)配置図は、写真だけでシステム全体が確認できない場合に添付していただく補足資料です。設置写真は、設置面すべての面のものが必ず必要です。全体が入ってなくても結構ですが、モジュールであることがはっきり認識できる設置面分の写真は添付してください。

なお、システム設置写真のほか、建物の全景が分かる写真の添付も必要です。

また、集合住宅に設置の場合は、設置写真、システム配置図ともに提出が必須です。

Q510 実績報告書の提出は、太陽光発電システムを設置し、電力会社との電力受給契約が完了(電力会社との接続が完了)した後、3月30日までに提出することになっていますが、年度末で電力会社の業務が立て込んでおり作業が間に合わないなど、電力会社側の理由により3月30日までに接続ができそうにありません。どうすればいいですか。

A510 実績報告書は、3月30日までに提出していただく必要があります。また、電力会社との接続については、この実績報告書提出時まで完了していなければなりません。

このため、3月30日までに電力会社と接続できないものについては、補助金を交付できません。

一方、3月30日までに電力会社と接続はできたものの、電力会社発行の契約書類(「受給開始日のお知らせ」等)の提出が間に合わない場合は、この書類を除いて実績報告書に必要な書類のすべてを3月30日までに提出してください。県では、電力会社に照会することで、補助事業者(申請者)との接続が3月30日までに完了していることを確認させていただきます。この場合、電力会社発行の契約書類(「受給開始日のお知らせ」等)が届き次第、速やかにこの書類を追加提出してください。

6. 補助金の請求・支払

Q601 実績報告書を提出すれば、補助金が支払われるのですか。

A601 補助金交付額確定通知書を受け取ったら、速やかに補助金交付請求書(様式第5号)を提出する必要があります。

請求書は、実績報告書と同時に提出してもかまいません。ただし、受理は補助金交付額確定通知書の発行後になります。

県は、不備のない請求書を受理してから約1か月後に、指定いただいた口座に補助金を振り込みますので、通帳記入により「カガワケンカンキョウセイサクカ」で始まる名義での入金をご確認ください。

Q602 振込口座は、妻名義の口座でもかまいませんか。

A602 口座名義は補助事業者(申請者)名と一致している必要がありますので、補助事業者(申請者)以外の口座にお振込みは出来ません。

なお、個人事業主の場合、補助事業者(申請者)氏名に屋号及び個人名が含まれる場合は、口座名義は個人名でもかまいません。

Q603 振込口座は、インターネット銀行でも振込み可能ですか。

A603 イオン銀行、セブン銀行などのインターネット銀行でも振込み可能ですが、振込み可能か疑問のある場合は、お問合せください。

7. 財産の適正管理と処分制限

Q701 この補助金を得て太陽光発電設備を設置した住宅を取り壊すことになりました。この場合、どのような手続きが必要になりますか。

A701 この補助金を得て設置した設備は、補助金の交付の目的(太陽光発電システムの一層の普及促進を図ることにより、温室効果ガスの排出を抑制する)にしたがって適正に管理していただかなければなりません。しかし、事情により住宅を取り壊すことになり、**設置した太陽光発電設備の廃棄等を行う場合は、「財産処分承認申請書」を県に提出し、県の承認を得た後に廃棄等を行っていただくこと**になります。

この場合、**設置した設備が法定耐用年数の 17 年に満たないときは、「香川県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金に係る財産処分の承認基準」に基づいて計算した金額を返還いただくことが必要**です。

Q702 この補助金を得て太陽光発電設備を設置した住宅が、火災又は災害等によって使用できなくなった場合、どのような手続きが必要になりますか。

A702 天変地災などにより太陽光発電設備が壊れた場合又は太陽光発電設備を失った場合は、**「財産毀損・滅失届出書」を県にご提出**いただきます。県では、下記の事案に該当すると判断した場合は、補助金の返還を免除することを申請者に通知します。

①災害又は火災によって使用できなくなったため、取り壊し又は廃棄等を行う場合

②立地上又は構造上危険な状態にあるため、取り壊し又は廃棄等を行う場合

③道路拡張整備等の設置者の責任によらない事情により、やむを得ず取り壊し等を行う場合